

〈周知及び注意喚起：新型コロナウイルス関係（2/21）〉：理

教職員 各位

理学研究科長

大学本部から、新型コロナウイルス感染症への対応について連絡がありましたのでお知らせいたします。

ついては、下記事項にご留意いただき、自身の健康管理の徹底と感染症対策に引き続き努めてください。

また、本学における新型コロナウイルスへの対応については、大学 HP 上にて逐次情報が更新されておりますので、定期的にご確認をお願いいたします。

なお、学生には、別途教務課より周知いたしますことを念のため申し添えます。

■東北大学 HP

<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/2020/02/news20200206-00.html>

1. 健康管理の徹底について

発熱等の風邪症状が見られるとき、体調に不安があるときは、大学を休み（出勤を控える）外出を控え、自宅で健康観察を行うようにしてください。

(1) 教職員が発熱等の風邪症状により自宅で健康観察を行う場合は、特別休暇により対応します。教職員ご本人のほか、家族の看護のための休暇についても同様に対応します。（特別休暇取得の手続きについては、別途総務課人事係から通知予定）

(2) 発熱等の風邪症状により出勤を控える場合、医療機関からの診断書の提出は必要ありません。

(3) 教職員が上記事由により大学を休む場合は、所属先（研究室・部署等）へその旨を連絡してください。なお、連絡を受けた所属先は、大学を休む教職員の①お名前、②所属・職名、③現在の症状等の情報を、総務課総務企画係（sci-syom@grp.tohoku.ac.jp）へ連絡してください。

また、該当の教職員と定期的に連絡をとり健康状態の把握に努めてください。

(4) 学生が自宅で健康観察を行ったことにより欠席等した場合は、できる限り柔軟に対応いただくようお願いいたします。

(5) 現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状

況とされています。インフルエンザ等の心配があるときは、通常どおり、かかりつけ医等にご相談ください。

(6) 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日間以上続く方、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)等、新型コロナウイルスの発症が疑われる場合には、宮城県・仙台市のコールセンター (TEL: 022-211-3883) に連絡し、医療機関を適切に受診するようお願いいたします。

(7) 自宅での健康観察期間中は、毎日、体温等を測定して記録するようにしてください。

(※) 前述の東北大学 HP に健康観察のためのチェックシート等を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、チェックシートについては、医療機関受診の際に活用いただくほか、特別休暇取得手続き等で使用する場合がありますので、ご注意ください。

Checklist (Japanese)

https://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/newsimg/news20200206_00_jpn.docx

Checklist (English)

https://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/newsimg/news20200206_00_en.docx

質問票 Questionnaire (日英中) :

https://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/newsimg/news20200206_00_1.docx

2. 感染症対策の実施について

会議・イベント等を実施する際には、流水と石けんによる手洗いの徹底、アルコール消毒液による手指消毒、咳などの症状のある場合のマスク着用等の咳エチケットを促す掲示や適切な換気の実施などの感染症対策に万全を期すとともに、参加者からの問合せにも適切に対応してください。

3. 今後の中国への渡航について

(1) 不要不急の渡航は中止してください。

(※) 外務省は、2 月 14 日に中国湖北省に加え、浙江省についても渡航を中止するよう勧告 (危険レベル 3) するとともに、中国全土について不要不急の渡航を中止するよう (危険レベル 2) 発出しています。

(※) 一旦入国しても、商業便などの渡航停止等により出国できなくなる可能性があることに留意してください。

(2) やむを得ず渡航が必要な場合は、以下に留意し、外務省から諸々の協力依頼があった時は迅速に対応してください。

① 必ず事前に外務省、厚生労働省、WHO (世界保健機構) のホームページ及び現地日本国大使館等から最新の情報を入手し、感染地域に近づかないようにするとともに、

感染症対策を心がけること

- ② 健康保険や感染症治療、緊急一時帰国費用に対応する旅行保険等に加入すること
- ③ 定期的に家族及び職場と連絡を取る（渡航先での連絡先を家族・友人・職場等に知らせておくこと）
- ④ 外務省の渡航登録サービス（在留届もしくはたびレジ）に登録すること
- ⑤ 帰国後は体調の変化に充分注意し、下記「4. 中国からの帰国・入国者について」に従うこと

4. 中国からの帰国・入国者について

(1) 潜伏期間があることから、日本入国または帰国の日から起算して14日間は自宅で休養し、自身の体調変化や症状に注意して健康観察（※）を行ってください。自宅で休養する期間は自宅待機（勤務扱い）となりますので、総務課総務企画係（sci-syom@grp.tohoku.ac.jp）にご一報ください。

(2) 発熱（37.5度以上）や咳等の症状が出た場合
他人との接触と可能な限り避け、手指の消毒等を行い、速やかに下記に示す e-mail アドレスへ連絡するとともに、宮城県・仙台市のコールセンター（TEL：022-211-3883）に連絡し、その後の指示に従ってください。医療機関を受診する場合は、マスクを着用するとともに、上記チェックシート等を持参してください。

（※）発熱が顕著にない場合でも（37.5度以上の発熱に限らず）、異常が認められた場合は、コールセンターへ連絡をしてその指示に従ってください。

学生→infection2020@grp.tohoku.ac.jp（東北大学保健管理センター）

報告事項 学籍番号、名前、滞在先、帰国（入国）月日、連絡用 e-mail address、症状、学生寄宿舍（ユニバーシティハウスなど）居住の有無、コールセンターからの指示等

職員→occupational-health@grp.tohoku.ac.jp（東北大学環境・安全推進センター）

報告事項 部局名、名前、滞在先、帰国月日、連絡用 e-mail address、症状、コールセンターからの指示等

※お寄せいただいた情報は感染症対策に使用させていただきます。

<参考情報>

相談窓口

○宮城県・仙台市共通の一般電話相談窓口（コールセンター）

TEL：022-211-3883 午前9時～午後9時まで 日本語対応

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

TEL：0120-565653（フリーダイヤル）FAX03-3595-2756 午前9時～午後9時まで
日本語対応

○日本政府観光局（JNTO）外国人旅行者向けコールセンター「Japan Visitor Hotline」
外国人に対して、新型コロナウイルスや体調不良等についての問い合わせを受け付けて
います。

TEL：050-3816-2787 365日 24時間対応 英語、中国語、韓国語対応

総務課総務企画係